

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

公衆災害の企業リスク

**第三者なら賠償高額に**

外井法律事務所 弁護士 外井 浩志

## 特集Ⅱ

**ストレスチェックを職場改善へつなげる**

集団分析結果から「気づき」促す/労働者健康安全機構

ワークショップで問題解決へ/ニチバン

## ニュース

建設・造船 **職場改善の効果検証へ**

建災防 ストレス検査後に介入調査

**WEB版はカラーでご覧になれます!!**

**WEB登録(無料)のお問い合わせは**



**0120-972-825**

**メルマガも配信中です!**

No.2289

2017

9 / 1

## ■ 災害のあらまし ■

兼業農家であるXは、農作業に就かない期間、発電所工事、トンネル工事、道路工事などの現場に就労してピックハンマー、バイブレーター、グラインダーなどの振動工具や電動丸ノコおよび電動ドリルを使用する業務に従事していた。

Xは建設現場での仕事を完全に引退した後、自営の農業に専念していたが、あるときから手指や前腕にしびれ、痛み、こわばりなどの症状が出るようになった。医師の診察を受けたところ「振動障害」と診断されたため、建設現場で多量の振動にばく露されたことにより発症したものであるとして労災保険の各種給付を請求した。

## ■ 判断 ■

各現場で振動工具を使用する作業に従事していた時間がいずれも短く、振動ばく露量がさほど大きくないと認められること、各現場で就労していた時期の間に長いブランクが空いていること、電動丸ノコや電動ドリルはそもそも振動工具に当たらないことなどを理由に**業務外**と判断された。

Xは、自営の農業でチェーンソーなどといった振動工具を使用する作業に従事しており、むしろそちらのほうが強く関与したと判断している。

## ■ 解説 ■

振動障害とは、削岩機などの振動工具の使用によりその振動エネルギーが手指などの局所にばく露され、末梢の血管、神経に影響を及ぼすことで生じる血液循環の悪化や痛みの発生などの障害のことを指す。

建設現場で使用される工具には作動時に振動を伴うものが多々あるが、それら的な



# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会  
FP&SR オフィスONE

代表 中島 文之

第250回

かで何が振動工具に該当するかは厚生労働省の通達「チェーンソー取扱い作業指針について」および「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について」で明示している。

上記通達によれば、Xが使用していた各種工具のうち、ピックハンマー、バイブレーター、グラインダー、チェーンソーなどが振動工具に当たるのは明らかだが、電動丸ノコや電動ドリルについては判断が分かれる。この点、Xが現場で使用していた電動丸ノコや電動ドリルはいずれも小型で振動も小さく、身体への影響はさほど大きくないと判断され、振動工具と認められなかった。Xが最後に従事した建設現場で使用していたのがこれらの電動丸ノコなどであったことは、Xの疾病が業務外の事由によるものと判断される要因の一つとなった。

また、振動障害のり患と振動業務への従事とが関連付けられるためには、振動ばく露量の大小も問題となる。当然のことながら、振動工具が発する周波数がより高く、振動がより強く、振動ばく露時間がより長くなるほどばく露量は大きくなり、ばく露量が大きければ大きいほど振動業務と障害との関連性はより強く推測される。Xは各建設現場で振動業務に従事していたが、使用月数、月平均使用日数、1日当たりの使用時間がいずれも短かったため、振動ばく露量はさほど大きくないと判断された。その反面、農作業でチェーンソーや草刈機を使用していた時間および期間はいずれも長かったことから、むしろ農作業との関連性の方が強うかがわれることとなった。

振動エネルギーは化学物質などと違い、身体に蓄積、滞留される性質のものではない。そのため、振動工具の使用の中止により手指が振動にばく露されない期間が生じ



れば、その間に手指の血管などに生じた諸々の障害も改善することが見込まれる。Xはさまざまな建設現場に就労していたが、各現場での就労時期の間には複数年にわたるブランクが存在していた。それにも関わらず振動障害の症状が一向に改善していなかったことは、つまるところ振動障害を引き起こし得る要因が他に存在していたことを示唆するものに他ならなかった。

以上の事由を総合的に考慮した結果、Xの振動障害と建設現場における振動業務との関連性は否定され、業務外の疾病であると結論付けられた。

先に挙げた通達には、振動障害の予防のために事業主が講ずるべき措置が提示されている。それによると、振動工具の適切な選定のほか、1日当たりの振動ばく露量が限界値を超えないような作業計画を立てること、身体への影響を最小限に抑える作業方法をとること、適切な休憩設備の設置や体操の実施などの措置が必要とされている。振動業務が身体に与える影響について、当の作業員はあまり意識していないケースが少なくない。障害の予防には事業主による細心の配慮が肝要となる。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)